

インフォメーション

女性はもちろん、男性にも

新 男女雇用機会均等法

2007年4月1日スタート!!

改正の主なポイント

● 男性に対する差別も禁止されます。

女性に対する差別の禁止が男女双方に対する差別の禁止に拡大され、男性も均等法に基づく調停などの紛争の解決援助が利用できるようになります。

● 間接差別が禁止されます。

募集・採用に当たり、一定の身長、体重又は体力を要件とすることが禁止されます。

● 男性に対するセクシュアルハラスメントも含めた対策が強化されます。

事業主は、職場での男性に対するセクシュアルハラスメントも含めた対策を講じることが義務となります。

男女雇用機会均等法、職場での男女均等取扱い、セクシュアルハラスメント、母性健康管理、育児・介護休業法、パートタイム労働法についての相談、困りごとは...

厚生労働省 東京労働局雇用均等室 03-3818-8408へ

●●● 編集後記 ●●●

暖冬でいいなと思う反面、地球温暖化はかなり深刻な状況のようです。私はスーパーの袋を貰わない、風呂の残り湯を利用するなどしています。一人ひとりが地球に優しくなしましょう。(石井久恵)

特集から自分の父が家族との時間を大切にしてくれていることに改めて気づき、感謝の気持ちでいっぱいになりました。また、1年間このエガールの編集に携わせて頂き、ありがとうございました。(古川美穂)

子育てって目に見えない貴重な体験が味わえる。でもそれを楽しんでいるか、つらいと感じるか、すべて自分しだいなんだと気づかせてくれるテーマでした。(小堤一明)

女性は子どもを産む機械・装置で「役割」だと、少子化対策を女性個人に向けた厚生労働相発言。行政の「役割」はどこに？(齋藤三枝子)

一生懸命な人は気持ちがいい。そんな人を応援しサポート出来る自分、そして自分自身も頑張る人でありたい。日本の社会全体もそうであってほしいのに...(中村聖子)

子育てに何より大切なのは、育てる人の心の安定だという説を聞きました。子どもに接する時間が多い人の気持ちを支えるというのも大事な役割ですね。(皆川幸子)

Vol.17
2007年3月

エガール

企画・編集 エガール編集委員会

発行 西東京市市民生活部 生活文化課男女平等推進係

〒188-0011 西東京市田無町4-15-11西東京市民会館内

電話:042-450-0055 FAX:042-450-0050

編集委員 / 石井久恵・古川美穂・小堤一明・齋藤三枝子・中村聖子・皆川幸子
デザイン・印刷 / (有)オーロラ印刷

100
古紙/リサイクル率100%再生紙を使用

○ご意見、ご感想をお寄せください。
エガールは西東京市のホームページからも
ご覧いただけます。
<http://www.city.nishitokyo.lg.jp/>

相談窓口情報

西東京市女性相談

悩みなんでも相談

042-450-0222

月・火 午前10時から午後4時
(午後1時から2時は休み)

木 午後3時から8時

金 午前10時から午後4時
(正午から午後1時は休み)

カウンセリング

042-450-0222

水 午後3時から8時

土 午前10時から午後4時
(正午から午後1時は休み)

からだの相談 042-450-0055(予約のみ)

詳細はお問い合わせください

いずれも予約優先。詳細は生活文化課男女平等推進係まで。電話042-450-0055

法律の正式名称

『整いつつある法律 シリーズ3』(P.7)に掲載されている法律の正式名称は次のとおりです。

育児・介護休業法

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

「エガール」VOL.17 アンケート

今後の編集の参考にさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。(○をお願いします)

1. エガールをどこで入手しましたか
田無庁舎 保谷庁舎 その他()
2. エガールをご覧になるのは
初めて 2~5回目 6~10回目
11~15回目 それ以上 1号からずっと
3. 今回の内容で関心のあった記事はどれですか
(いくつでも)
特集 ただいま子育て中
整いつつある法律
BOOK紹介 インフォメーション
4. ご感想や今後取り上げて欲しい内容があれば、
ご記入ください。

5. あなたの性別は 女 男
6. あなたの年代は ()代

ご協力ありがとうございました。